

令和4年度 第1回

魚沼市農業委員会総会議事録

令和4年4月

魚沼市農業委員会

別紙 1

令和4年度第1回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 18名 定員 19名
欠席 1名 欠員 0名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	佐藤新一	
○		2	浅井典裕	
○		3	森山武郎	
○		4	金井藤郎	
	○	5	小岩孝徳	
○		6	小西正春	
○		7	星美喜雄	
○		8	中澤正規	
○		9	井上昭	
○		10	今井涉	
○		11	蕪澤芳子	
○		12	大家市衛	
○		13	吉田富美男	
○		14	櫻井信夫	
○		15	姉崎幸男	
○		16	井口恒一郎	
○		17	浅井守雄	
○		18	桑原正文	
○		19	上村喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		松井正人	
○		森山玲子	
	○	山之内勉	
○		桑原剛史	

令和4年度

第1回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

令和4年4月25日

日程	議案番号	付 議 事 件
1		開会宣言 14 時 30 分 報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について 9 番 井上 昭 委員 10 番 今井 渉 委員
3	報告第1号 報告第2号 報告第3号	農地法第18条第6項の規定による届出について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 農地法第4条第1項第9号の規定による農地転用届出について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号	農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 農用地利用集積計画の決定について 令和3年度農業委員会活動の点検・評価及び令和4年度活動計画等の策定について
5		その他 閉会宣言 15 時 35 分

令和4年度 第1回魚沼市農業委員会総会議事録

令和4年度第1回魚沼市農業委員会総会は、令和4年4月25日魚沼市役所本庁舎3階301、302会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（松井事務局長）

総会に先立ちまして本日の出席者数をご報告いたします。委員定数19名のうち、欠席の届け出のあった方、議席番号5番小岩孝徳委員の1名です。出席者数18名で魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただいまから令和4年度第1回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに上村会長から挨拶をいただきます。

（時刻は14時30分）

上村会長
（挨拶）

会 務 報 告

議 長（上村会長）
日程第1報告事項会務報告を議題とします。

事務局（松井事務局長）
主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）
続いて、部会報告をお願いいたします。

第1地区部会会長（森山武郎委員）
第1部会として、特に報告事項はありません。

第2地区部会会長（櫻井信夫委員）
第2部会も報告事項はありません。

第3地区部会会長（中澤正規委員）
第3部会においても、今月は報告事項はありません。

第4地区部会会長（小西正春委員）
第4部会も報告するようなことはございません。

広報部会会長（星美喜雄委員）

6月に農業委員会だよりを出す予定になっておりますけれども、その原稿を皆さんに今現在お願いしているわけなんです。一応5月20日を最終目標に、まだ出していない方は、事務局の方まで出してもらいますようお願いしたいと思います。以上です。

議長（上村会長）

それでは、日程1の報告事項、それぞれ報告がありました。皆さま方から何かありましたら、お願いいたします。

（特になし）

特になければ、次に進めさせていただきます。

議事録署名委員の指名について

議長（上村会長）

日程第2議事録署名委員の指名について、会議規則第14条に掲げてあります。議長に一任願えますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議席番号9番井上昭委員及び議席番号10番今井渉委員の両名を指名いたします。

農地法第18条第6項の規定による届出について

議長（上村会長）

日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の3ページをご覧ください。

報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、今月は6件、22筆、15,518㎡の届出がありました。主な解約の理由は、自作するため、第三者と貸借するため、契約内容を変更するためとなっています。詳細については、事前配付のとおりとなります。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第1号につきましては、事前配布ということであり。事務局の説明のとおりでございますが、内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、報告第1号につきましては、事務局の報告のとおりとい

たします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議 長（上村会長）

続いて、日程第3報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の5ページをご覧ください。

報告第2号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、今月は18件受理し、受理通知書を送付いたしました。既に賃借権の設定、認定農業者等への貸し付けのされている農地があります。相続人は市外の方もおりますが、今後も市内の方が継続して耕作されていくものと思います。

整理番号1番、11番は、相続手続きの遅れにより司法書士から届け出のあったものです。説明は以上です。

議 長（上村会長）

報告第2号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

なければ、報告第2号につきましては、事務局の報告のとおりといたします。

農地法第4条第1項第9号の規定による農地転用届出について

議 長（上村会長）

日程第3報告第3号農地法第4条第1項第9号の規定による農地転用届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の7ページをご覧ください。

報告第3号農地法第4条第1項第9号の規定による農地転用届出について、今月は1件の届け出がありました。

整理番号1	申請地	*****の一部	田	45.5 m ²
	申請人	*****		
	転用目的	農作業所及び農機具格納庫敷地		

議 長（上村会長）

報告第3号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質

問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、報告第3号につきましては、事務局の報告のとおりいたします。

農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の9ページをご覧ください。

日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、今月は所有権移転売買1件です。

整理番号1	申請地	*****	田	956 m ²
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	権利種別	所有権移転	売買	*****円

申請の理由は、経営規模拡大を図るためです。譲受人が自宅近くで耕作できる農地を探していたところ、同じ集落に住む譲渡人との間で売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有していませんが、経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

以上、整理番号1番につきまして、議案書に記載のあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件の全てを満たすと考えます。説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第1号につきまして、事務局の説明に続きまして地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

金井藤郎委員

整理番号1番ですが、井川推進委員と4月23日に**さん宅を訪れまして話を聞いてきました。経営状態については、作業所等はないんですが、作業委託を受けて普段は管理しているとのこと。退職して、時間の余裕が少しできたことと、今のうちに耕作をしないといずれ耕作ができなくなるというところがあり、少し田んぼをやりたいという意向の中で成立したそうです。

その後、**さん宅を訪れまして、現地も確認しましたが、4、5年前までは近所の方がやってくれていたんですが、それからは保全管理してきたそうです。そういう状態の中で話が成立したということで、特別問題ないと思います。

議 長（上村会長）

議案第 1 号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

なければ、採決に入ります。議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請についての所有権移転売買に関する整理番号 1 番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、許可いたします。

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議 長（上村会長）

続いて、日程第 4 議案第 2 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（桑原主任）

議案書の 11 ページをご覧ください。

議案第 2 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、今月の申請は 1 件です。

整理番号 1	申請地	*****	田	1,496 m ²
	農地区分	農用区域		
	権利種別	賃借権設定		
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	申請概要	養殖池		
	転用目的	養殖池用地		
	判断理由	一時的な利用であり、事業に必要な面積など、他の土地では代替がきかないため		

申請地は**地内の農地です。借受人は養鯉業を営んでおり、経営を拡大するために申請地を利用するため申請があったものです。

議 長（上村会長）

議案第 2 号につきまして、事務局の説明に続いて、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

大家市衛委員

整理番号 1 番ですが、4 月 22 日に**さんと**さんから現地に集合していただいて話を聞いてきました。この田んぼは今まで作業委託をしていたんですが、地図を見ても分かるように、ずっと下のほうから川沿いを通る細い道しかないんです。受託者はその道を通ってこの申請地一枚だけ受託しており、これをやめさせていただきたいという申し出があった時に、申請地の近くで養鯉業をしている**さんが

規模を拡大したいということで話がまとまり申請があったものでございます。

議長（上村会長）

議案第2号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

それでは、ないようですので、採決に入ります。

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、許可いたします。

農用地利用集積計画の決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第3号農用地利用集積計画の決定について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（森山係長）

議案書の13ページをご覧ください。

議案第3号農用地利用集積計画の決定について説明いたします。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の決定を求めるものです。

利用権（設定）	件数	33件
	筆数	110筆
	面積	82,791㎡

所有権移転	件数	5件
	筆数	19筆
	面積	16,122㎡

利用権設定の詳細につきましては、事前配付のとおりとなります。

次に、所有権移転につきまして、22ページをご覧ください。

整理番号1	所有権を移転する農用地	*****	田	1,466㎡
	所有権を移転する者	*****		
	所有権の移転を受ける者	*****		
	所有権移転 売買	*****円		

整理番号2	所有権を移転する農用地	*****	田ほか4筆	
			合計	4,830㎡

	所有権を移転する者	*****		
	所有権の移転を受ける者	*****		
	所有権移転 売買	*****円		
整理番号 3	所有権を移転する農用地	*****	田ほか 8 筆	合計 8,383 m ²
	所有権を移転する者	*****		
	所有権の移転を受ける者	*****		
	所有権移転 売買	*****円		
整理番号 4	所有権を移転する農用地	*****	田ほか 2 筆	合計 1,323 m ²
	所有権を移転する者	*****		
	所有権の移転を受ける者	*****		
	所有権移転 売買	*****円		
整理番号 5	所有権を移転する農用地	*****	田 120 m ²	
	所有権を移転する者	*****		
	所有権の移転を受ける者	*****		
	所有権移転 売買	*****円		

整理番号 5 番につきましては利用権設定の 17 ページ整理番号 15 に所有権の移転を受ける者*****から*****への利用権設定がなされております。

通常、農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条において、譲受人が自ら耕作することが要件とされておりますが、同条第 3 項第 2 号ただし書きで、農地所有適格法人の組合員、社員又は株主が当該法人に当該土地について利用権の設定等を行うため、利用権の設定等を受ける場合は、この限りでない。とされていることから、このような取り扱いとされています。

以上、農用地利用集積計画の利用権設定及び所有権移転につきまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしているものと考えます。説明は以上です。

議 長（上村会長）

それでは、議案第 3 号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特にないようですので、採決に入ります。議案第 3 号農用地利用集積計画の決定についての事務局の提案のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

令和3年度農業委員会活動の点検・評価及び 令和4年度活動計画等の策定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第4号令和3年度農業委員会活動の点検・評価及び令和4年度活動計画等の策定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（松井事務局長）

それでは、議案第4号令和3年度農業委員会活動の点検・評価及び令和4年度活動計画等の策定について、説明をさせていただきます。農業委員会では農業委員会の適正な事務実施に基づきまして、毎年その年の活動の点検評価と翌年の活動計画について作成することとなっております。

議案書の26ページをご覧ください。最初に、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてです。大きなI番につきましては、令和3年度末の農業委員会の状況となっております。

1 農業の概要についてですけれども、耕地面積につきましては、耕地及び作付面積統計の面積、それから経営耕地面積につきましては、今回から2020年の農林業センサスの面積を使用しております。農地の集積率を算出するときには、この一番上の耕地面積を使用しております。次の表になりますが、総農家数、自給的農家数、それから販売農家数については同じく2020年の農林業センサスの数値となっております。ただ、真ん中の表の農業就業者数につきましては、2020年のセンサスの調査項目に載っておりませんでしたので、こちらについては空欄とさせていただきます。

一番右側の表になりますが、こちらについては認定農業者等の担い手の人数を記載しております。認定農業者イコール基本構想水準到達者となっております。認定農業者につきましては、高齢化等により昨年よりも9人程減少をしております。326人となっております。認定新規就農者につきましては、認定農業者に移行した方、新たに認定新規就農者となった方等で入れ替わりがありました。現在4人となっております。農業法人につきましては、令和3年度に*****さんと*****さんの2法人が増えて、32法人となっております。

2 農業委員会の体制につきましては、記載のとおり変更はございません。

27ページのII担い手への農地の利用集積・集約化についてということですが、管内の農地面積につきましては先ほどの3,780ヘクタールでございます。これまでの集積面積につきましては、先ほどの認定農業者、認定新規就農者、農業法人の耕作面積を集計した面積で2,087.6ヘクタールとなっております。集積率のほうは55.2%ということで、昨年度よりも若干の微増となっております。

2 令和3年度の目標と実績ですが、①集積目標面積につきましては153.2ヘクタールで、こちらについては毎年度同じ面積に設定をしているところでございます。②集積実績ですが、こちらが先ほどの認定農業者等担い手の方に新規に集積された面積で、181.3ヘクタールとなっております。達成率で118.3パーセントになっております。ただ、認定農業者の方も減ったりしております。その分、集積面積が減少したところもございますので、単純に181ヘクタール増えたということにはなってございませんので、純増ということではございません。

3 目標の達成に向けた活動、それから4目標及び活動に対する評価につきましては記載のとおりでございます。

28 ページをご覧ください。Ⅲ新たに農業経営を営もうとする者の参入促進についてでございますが、令和3年度につきましては、新規参入された方が1経営体となっております。取得した農地面積で1.9ヘクタールとなっております。こちらの方については****さんという方で、今年の2月の総会で3条許可の賃借権の契約を設定していただいた方となっております。

2 令和3年度の実績、3目標の達成に向けた活動、4目標及び活動に対する評価については記載のとおりでございます。

29 ページのほうをご覧ください。Ⅳ遊休農地に関する措置に関する評価についてです。(B)の遊休農地の面積につきましてはA分類の再生可能な遊休農地の面積でございます。現在は1.2ヘクタールとなっております。

2 目標と実績ですが、3年度につきましては残念ながら解消の実績には至りませんでした。

3、2の目標の達成に向けた活動につきましては、農地の利用状況調査ということで、皆さんから行っていただいております農地パトロールの実績を記載しております。

次の30ページをご覧ください。Ⅴ違反転用への適正な対応について記載しておりますが、違反転用につきましては、特に県に報告している違反転用事案については現在のところございませんので、0ヘクタールということでございます。

それから、次の31ページをご覧ください。Ⅵ農地法等によりその権限に属された事務に関する点検ということで、中身につきましては1農地法第3条の案件の許可事務ということでございまして、令和3年度につきましては処理件数46件ということで昨年度よりも20件ほど減少をしています。

2 農地転用に関する事務ということで、転用に関しましては45件となっております。若干の増となっております。

めくっていただきまして32ページのほうでございますが、3農地所有適格化法人の関係、4情報の提供等の件数につきましては記載のとおりでございますので、ご確認いただければと思います。

それから、33ページにつきましても昨年と変更ございません。ここまでが、令和3年度の活動の点検評価でございます。

34 ページからが令和4年度の魚沼市農業委員会の業務計画となっております。

1. 基本方針のほうですけれども、前段の農業の情勢のところにつきましては昨年度と変わっておりません。変更部分につきましては、2段目の4行目のところ、鍵括弧書きのところになりますけれども、昨年度は人・農地プランの実質化に取り組むということでございましたが、実質化のほうは終了しましたので、今年度は人・農地プランの実践に重点的に取り組んでいくということで変更をしております。それから、次の行になります。また以降のところでございますが、また、今後は地域における具体的な農地の利用・管理手法の検討が必要であり、守るべき農地を明確にする取組も必要となっておりますということで、これからまた基盤強化法等が改正される予定がありますし、前からも守るべき農地というところの取組につきましては記載がございましたので、若干表現を変更させていただいております。次のところになります。なおからになりますけれども、なお、農業委員会による最適化活動の推進等について、令和4年2月に農林水産省経営局長名による通知、ガイドラインが発出されたことから、同通知に基づいた最適化活動の目標日数の設定等を盛り込んだ新たな成果目標を策定し、最適化活動に取り組んでいく必要がありますということで、2月に発出されましたガイドライン通知の関係を追加させていただいております。あと、3段目につきましては特に大きな変更はございません。

2. 事業方針のところでございますが、(1) 農地法の適正執行の推進、(2) 農地等利用の最適化の推進、(3) 組織活動の推進、(4) 農業者年金業務の推進、(5) 情報活動の推進、(6) 地産地消・食育活動の推進、以上につきましては特に変更はなく、今年度も引き続きこの6項目を柱として活動をしていくということでございます。

3. 事業計画でございますが、具体的なところになりますけれども、こちらにつきましても大きな変更はございません。次のページの(2)②のところ、また実質化した「人・農地プラン」の実践ということで、こちらのほうも実質化から実践に表現を変えさせていただいております。活動の内容としては大きく変わったところはございませんが、ガイドラインが出されたということで、会長の挨拶の中もお話がありましたとおり、活動の目標日数というのを設定することになりました。繰り返しになりますが、小さな活動、短時間の活動でも結構ですので、全て活動記録簿のほうに記録していただくということが重要となりますので、よろしく願います。

続きまして、37ページからになりますけれども、令和4年度の最適化活動の目標の設定等についてということでございます。こちらの様式が今回のガイドライン通知に併せて新しい様式になっております。I 農業委員会の状況につきましては、令和3年度の点検評価と同じ内容になっておりますので、こちらについては省略をさせていただきます。

次のページをめくっていただきまして、38・39ページがII最適化活動の目標となっております。まず、1最適化活動の成果目標でございますが、こちらにつきましては農業委員会の全体の目標となっております、(1) 農地集積、(2) 遊休農地の解消、それから(3) 新規参入の促進、以上の3点となっております。

(1) の農地集積の関係ですが、①現状と課題につきましては先ほどの点検評価と同じ内容になっております。②目標ですけれども、こちらにつきましても目標年度と集積率については同じ内容になっております。それから、新規集積面積についても前年度と同じ面積ということで、こちらは引き続き毎年掲げていく目標ですが、153.2ヘクタールということになっております。農地面積は先ほどの3,780ヘクタールになっていまして、今年度末の集積面積でございますが、こちらにつきましてはこれまでの集積面積の2,087.6ヘクタールに新規分の153.2ヘクタールをプラスして2,240.8ヘクタールとなっております。集積率でいいますと、59.3パーセントの集積率ということでございます。最終的な目標であります90パーセント、魚沼市の基本構想に掲げる数字なんですけれども、こちらの集積率とはだいぶ開きがあるわけでございますが、少しでも集積率の向上を目指していきたいということで、このような計画とさせていただきました。

(2) 遊休農地の解消についてですが、こちらにつきましては、引き続き解消に努めていくということでございます。例えばですけれども、簡易な基盤整備により復旧することが可能な農地につきましては、今後、補助事業の活用も検討しながら解消を進めていきたいということですし、復旧が困難なB分類の農地等につきましては、非農地判断を行うなど整理することも進めていければということで考えております。

(3) の新規参入の促進についてでございます。①現状と課題につきましては、点検評価と同じ内容になっております。それから、②目標につきましては、これは今回から新たに設けられた項目になっております。こちらに記載する内容につきましては、新規参入者への貸し付け等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積ということでして、具体的には過去3年間、平成28年度から30年度ま

での3年間の農地の権利の移動面積の平均を出して、その1割以上を目標面積ということになっております。そうしますと、魚沼市の場合につきましては3年間の移動面積の平均が312ヘクタールになりますので、その1割ということで31.2ヘクタール。これも、計算上の面積としか言いようがないんですけども、1割ということで31.2ヘクタールを目標に挙げさせていただいております。

次に2最適化活動の活動目標についてです。(1)推進委員等が最適化活動を行う日数の目標、(2)活動強化月間の設定目標、それから(3)新規参入相談会への参加目標の3つとなっております。

(1)最適化活動の目標日数につきましては、先日の研修会でも説明させていただきましたが、農業会議所のほうから参考として示された日数が10日から12日くらいになっておりますのでそれを基にしまして、魚沼市につきましては冬期間の活動がなかなかできないということがございますので、それを考慮して目標を月8日ということで設定させていただいております。

(2)活動の強化月間ですけども、こちら研修会のほうで説明させていただきましたが、年3回以上の設定が必要となりますので、表のところに記載したとおり3回の活動強化月間を設定させていただいております。1回目の5月下旬から6月下旬にということで遊休農地の解消の活動になります。これにつきましては、7月からの重点農地パトロールの事前準備ということで、田植え後の見やすい時期に各地域の農地パトロールをしていただければということで設定をさせていただきました。それから、2回目が11月下旬から12月下旬までの期間になりますが、その時期が農業者年金の加入推進活動の期間となりますので、それに併せて農地集積の推進活動を設定させていただいております。3回目につきましては1月下旬から2月下旬までの冬場、農閑期になりますが、この1か月間をいつもの時期とずれるんですけども、全国農業新聞の普及推進活動と併せて農地集積の推進活動をこの農閑期に行えればということで設定をさせていただきました。一応設定はさせていただいたんですが、具体的にどんな活動を行うかという一番重要なところにつきましてまだ詰め切れておりませんので、また皆さんとご相談させていただきながら検討させていただきたいと思っております。

(3)の新規参入相談会への参加目標についてでございます。こちらにつきましては、現在県の農業会議のほうでどういった相談会にしたらいかが今検討しているところだそうですので、今回具体的な内容は記載ができず空欄が多くなっております。こちらにつきましては、県の農業会議から具体的な案が示されましたら、また皆さんのほうにご報告をさせていただきたいと思っております。

令和3年度の点検評価、それから令和4年度の計画につきましては以上でございます。皆さんにご負担をかけることが多い内容となっております、大変恐縮ですが、ご協力のほうよろしくお願いいたします。私のほうからは以上です。

議長（上村会長）

議案第4号につきまして、事務局長からの説明がありました。前段は令和3年度の文字通り活動点検ということでございます。我々の活動した実績が、表については決まった表がありますので、これに基づいて記載をしたというようなことでございます。また、令和4年度につきましては、挨拶でも言いましたように人・農地プランの関連のこの農業委員会の業務というものもさらに強化されるというようなことが記載されております。それに基づくまた総会における3条・5条等々の許認可の審議については文字通り、従来通り変わりませんけれども、この活動記録につきましては、そういった目標設定をさせていただいたということで先般も説明をい

たしましたけれども、いずれにせよ些細なことでも活動報告をしていただきたいと思いますというようなことで計画を盛り、また数値目標を立てたということでございます。ご理解をいただきつつ、ご協力いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

皆様方から内容につきまして質問・ご意見等ありましたら、ご発言をお願いいたします。

大塚 昇推進委員

先日は研修会に出られなくて申し訳ありませんでしたが、この赤字で書かれた活動日数のずれがあったとかいうのと、今事務局のほうで話がありましたが、目標8日というその辺を申し訳ありませんけど、分かりやすくお話いただけませんか。

推進委員宛の案内に書かれていた5日以下の場合とかについて分かりやすく説明いただけるとありがたいです。

議長（上村会長）

はい。事務局よろしいですか。

事務局（松井事務局長）

今回のご案内のところに少し書かせていただいたんですけども、国のほうからそういうことで連絡が来ております。国が言うには委員さんが毎月の活動をされている日数を今度国の補助金といいますか、農地利用最適化交付金という交付金がありまして、その交付金に委員さんの活動の実績を反映させるということをおっしゃいます。委員さんの活動日数が月5日、毎月の活動が5日に満たない委員さんがいた場合はその委員さんの活動費といいますか、それは交付金の対象にしませんというような言い方を国のほうはしております。仮に委員さんの活動が一月に0、全く最適化活動をしなかった月が一月でもあると交付金は支給しませんよというような言い方を国のほうが今年度から、今まではそこまでは言っていなかったんですけども令和4年度からそういうふうにしますということで連絡といいますか、通知が来ております。そういったことで、何とか皆さんからは毎月1日以上お願いしたいと思っておりますし、できれば5日以上最適化活動のほうをお願いできればなということで、大変失礼な文書であったかもしれませんが、一応そんなことで情報提供といいますか、お願いということで今回文書の中に入れさせていただいております。

議長（上村会長）

よろしいでしょうか。要は先ほども局長言っていますけど、いわゆる我々の報酬、こういった最適化活動、農業委員会推進委員の活動、これについてはいわゆる国の交付金をいただいていると、そこから毎月の報酬が出ているというようなことでございます。それに関連して、であれば日々の活動をきちんと報告せよというのが、本来の目的でございます。今までも活動記録簿を出していたわけですけども、それが今度、今回こういった活動記録簿が全国的に一斉にできたんだけれども、これもなかなか書きづらいようなところがありますので、さらに改善を要請していくというようなことになろうかと思っておりますけれども、まずもってこれを、日々の活動を出してくれということです。それが、事務局としましては最低1日以上、また5日ぐらいはその根拠として、それぞれ農業委員、推進委員の活動を日々やってくださいと、それを下回らないような、国に報告出しづらいような報告しないでくださいと。簡単に言えばそういうことですので、その辺をご理解いただきまして、いずれにせ

よ私どもは恐らく日々些細なことでも農業者と会ったり、ほ場へ出たりしているはずですので、その辺を5日とか日数を区切りましたけれども、ご理解をいただいて活動記録簿に記載していただきたいというのが目的でございますので、よろしくお願いいたします。

大塚 昇推進委員

はい。

議 長（上村会長）

ほかにどうでしょうか。

（特になし）

それでは、なければ、議案第4号令和3年度農業委員会活動の点検・評価及び令和4年度活動計画等の策定については提案のとおり、決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

その他

事務局（松井事務局長）

・配付資料、今年度の総会予定表について

議 長（上村会長）

それでは、以上持ちまして本日の提案の報告・また議案それぞれの事項につきましては、全て審議をいただきました。ここで終了します。

（時刻は15時35分）

上記会議の内容は、令和4年度第1回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

令和 年 月 日

魚沼市農業委員会

議 長

議席番号 番

議席番号 番
